

あおもり GX 住宅ビルダース
住宅オープンフォト掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 「あおもり GX 住宅ビルダース公表制度要綱」(以下「要綱」という。)第3条の規定に基づき、あおもり GX 住宅ビルダースの事業者等が青森県のホームページ(以下「県ホームページ」という。)に住宅オープンフォト(以下「オープンフォト」という。)を掲載することにより、県内の住環境の魅力を向上させ、地元工務店等の情報発信や地域経済全体の活性化につなげることに関し、必要な事項を定める。

(オープンフォトの掲載基準)

第2条 県ホームページに掲載できるオープンフォトは、県の品位及びイメージを損なわないものとするとともに、県民の豊かな住生活の実現を考慮するものとする。

- 2 掲載するオープンフォトは、要綱第5条の規定による「ビルダー」(以下「ビルダー」という。)又は青森県が著作権を有するものに限る。
- 3 掲載するオープンフォトは、住宅の外観や内観など、県内の住環境をイメージできるものとする。
- 3 掲載するオープンフォトは、インフォ・ラウンジ株式会社が提供するOpenPhotoを利用するものとする。
- 4 掲載するオープンフォトは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスによるものとする。
- 5 クリエイティブ・コモンズ・ライセンスについては、著作権を保持しつつ写真の利活用を促進する趣旨に適合する「CC BY」を推奨するものとする。ただし、これに限らず他のライセンス形態を適用することを妨げるものではない。
- 6 掲載するオープンフォトの形式は、png または jpg とする。
- 7 掲載するオープンフォトの容量は、5MB以下とする。
- 8 掲載するオープンフォトの枚数は、各事業者20枚までとする。

(オープンフォトの公表内容)

第3条 オープンフォトで公表する内容は、次のとおりとする。

- (1)タイトル
- (2)説明

- (3)撮影者
- (4)権利者
- (5)撮影場所
- (6)ライセンス

(オープンフォトの掲載開始日及び掲載終了日)

第4条 オープンフォトの掲載開始日は随時とし、掲載終了日は無期限とする。

2 前項の規定にかかわらず、県は、県の事情によりオープンフォトの掲載終了日を変更することができる。

(オープンフォト掲載料)

第5条 オープンフォト掲載料(消費税及び地方消費税を含む。)は、無料とする。

(オープンフォト掲載の優先順位)

第6条 オープンフォト掲載の優先順位は、次に掲げる順序とする。

- (1)県
- (2)ビルダー

2 オープンフォト掲載の優先順位前項の定めによるほか、申し込みの早いものを優先するものとする。

(オープンフォト掲載の募集及び申し込み)

第7条 オープンフォト掲載の募集及び申し込みは、次のとおりとする。

- (1)オープンフォト掲載は、あおもり GX 住宅ビルダーズへ公募するものとする。
- (2)オープンフォト掲載は、kintone(キントーン)により県に申し込むものとする。

●入力フォーム

<https://c6492ef0.form.kintoneapp.com/public/4b304f087e2276debe1913116b5aea789f2b701f97d4c331946b4f052c441f7e>

(オープンフォト掲載の審査及び決定)

第8条 オープンフォト掲載の審査及び決定は、次のとおりとする。

- (1)県は、オープンフォト掲載の申し込みがあったときは、審査して掲載の可否を決定し、その

結果を、kintone(キントーン)又はメールにより通知するものとする。

(2) 県は、オープンフォト掲載の決定をした後において、オープンフォト掲載の内容等が適当でないと認められるときは、オープンフォト掲載申込者に対し、オープンフォト掲載の内容等の変更を求めることができる。この場合において、オープンフォト掲載申込者が変更に応じない場合は、掲載を取りやめることができる。

(オープンフォト掲載の取り下げ)

第9条 オープンフォト掲載申込者が自己の都合によりオープンフォト掲載を取り下げるときは、県に申し出るものとする。

(オープンフォト掲載データの作成)

第10条 オープンフォト掲載データの作成のための経費は、オープンフォト掲載申込者の負担とする。

(オープンフォト掲載に伴う責任等)

第11条 オープンフォト掲載の内容に関する一切の責任は、オープンフォト掲載申込者が負うものとする。

(その他)

第12条 その他オープンフォト掲載に関し、疑義が生じたときは、県とオープンフォト掲載申込者がその都度協議し、決定するものとする。

2 県は、インフォ・ラウンジ株式会社がサービスの提供を取りやめる等の事態が生じたときは、オープンフォト掲載を取りやめ、掲載したオープンフォト等を破棄するものとする。

附 則

この要領は、令和7年7月14日から施行する。